

京都市生活安全基本計画

平成12年8月

京 都 市

ごあいさつ



近年、少子化や核家族化等により我が国の社会情勢は急激に変化して参りました。京都の歴史が育んだ地域コミュニティは弱体化し、地域における自主的な防犯組織の結束力や事故防止機能が低下する中、犯罪や事故が増加する傾向にあります。

このような状況を踏まえ、本市では、平成11年4月に施行した「京都市生活安全条例」に基づき、生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するための柱となる「京都市生活安全基本計画」を策定致しました。

この計画では、地域住民の相互信頼を基にした、だれもが安心してらせるまちづくりを進めるため、住民自らが安全意識を共有し、日頃から互いに力を合わせ、助け合っていけるような関係の構築と、地域住民や市、警察、事業者などの関係機関が連携を取り合い、一体となって、地域の安全活動に取り組んでいけるような良好な地域コミュニティづくりに取り組むとともに、その推進組織として、「生活安全推進協議会」を設置することと致しております。

具体的には、各種の生活安全施策を「市及び関係機関の取組」、「市民の取組」、「事業者の取組」に分類し、それぞれ今後取り組むべき課題を網羅しています。

今後、本市におきましては、この計画に基づき、市民や事業者、関係機関の方々との揺るぎないパートナーシップの下、各種生活安全施策を積極的に展開し、「だれもが安心してらせるまち」の実現に向けて全力を傾けて参ります。

結びに、「京都市生活安全基本計画」の策定に当たり種々御尽力を賜りました京都市生活安全施策懇話会及び京都市生活安全施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様方に厚くお礼を申し上げますとともに、今後ともより一層の御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成12年8月

京都市長

林 幸 頼 兼
ます も と よ り か ね

目次

	[ページ]
第1章 計画策定の趣旨	1～2
1 計画策定の趣旨	1
2 安全の範囲	1
3 計画期間	2
第2章 現状及び課題	2～3
1 生活環境の変化	2
2 犯罪及び交通事故の状況	3
①犯罪の状況	3
②交通事故の状況	3
3 入洛観光旅行者の現況	3
第3章 計画推進の基本的な考え方	4～5
1 自らを守る意識の高揚	4
2 連携・ネットワークの確立	4
3 「生活安全推進協議会」の設置	4
第4章 生活安全施策の推進計画	6～17
Ⅰ 京都市及び関係機関の取組	6
1 知識の普及及び啓発活動の推進	6
2 生活安全活動を担う人材の育成	7
3 交通安全に関する施策の推進	7
4 市民の自主的活動への支援	9
5 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりの推進	10
6 対象別安全施策の推進	11
①乳幼児，児童，生徒を対象とした施策	11
②高齢者，障害のある人を対象とした施策	12
③青少年を対象とした施策	13
④観光旅行者等を対象とした施策	14
7 犯罪及び事故発生時の緊急体制の整備	15
8 被害者等への支援の推進	15
Ⅱ 市民の取組	16
Ⅲ 事業者の取組	17
第5章 計画の推進にあたって	18
《参考資料》	
資料-1 京都市生活安全基本計画(案)に対する市民意見募集の結果	21
資料-2 京都市生活安全施策懇話会委員名簿	22
資料-3 京都市生活安全基本計画策定に向けた取組の経過	24
資料-4 京都市生活安全条例	26
資料-5 関連資料	28

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

幾多の戦乱をくぐり抜けてきた中世期の京都の住民は、「地域住民の安全は地域住民自らが守る」という精神を持ち、全国に先駆けて、強固な自治組織を生み出した。

この精神は、安全の確保に向けた、地域住民の自主的な活動として、連綿として受け継がれ、京都独自の伝統として、今日に至っている。

しかし、近年の少子化や長寿化、核家族化といった急激な社会情勢の変化は、京都の歴史が育んだ地域コミュニティを希薄にし、地域における自主的な防犯組織の結束力や事故防止機能を低下させる中、犯罪や事故が増加する傾向にある。

犯罪や事故のない、「だれもが安心してくらせるまち」を実現していくためには、京都市、事業者、市民、警察その他の関係機関がより連携を強め、一体となった活動を展開していくことが必要である。

このような基本認識のもと、京都市は、地域における犯罪及び事故を未然に防止するため、京都市、事業者及び市民が果たすべき責務を明らかにするとともに、市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民及び観光旅行者等が安心して生活し、又は滞在することができる安全な地域社会の実現を図ることを目的とした「京都市生活安全条例」（以下「条例」という。）を平成11年4月1日に制定、施行した。

条例第5条に、「生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する基本的な計画（生活安全基本計画）を定めなければならない」と明記されている。

生活安全基本計画（以下「基本計画」という。）は、生活安全施策を体系的かつ具体的に推進し、条例の実効性を確保するため、地域社会を取り巻く今日状況の踏まえ、本市の責務、事業者の責務、市民の責務を明らかにし、だれもが安心してくらせるまちの実現を目指して策定したものである。

なお、この基本計画に基づく施策の実施に当たっては、年間約3,900万人（平成10年）の入洛観光旅行者や、通勤・通学者といった市内に一時的に滞在する者も含め、安全の確保を図ることとしている。

2 安全の範囲

安全の範囲については、犯罪及び事故の防止を想定しているが、市民の生活様式や社会状況の変化等その時々によって、求められる安全施策の範囲は異なることが予想されるため、条例においては、安全の範囲は特に定めていない。

ただし、火災や地震などの災害、環境保全、労働災害といった分野については、既に独立した枠組で施策が体系化されており、概念の混乱を避けるため、現時点では、「安

全の範囲」には含めないこととしているが、生活安全施策を具体的に実施していくに当たっては、これらの関係機関が十分に連携し、協力しながら一体となって推進する必要がある。

3 計画期間

この基本計画の期間は、平成 12 年度（2000 年度）から平成 21 年度（2009 年度）までの 10 年間とする。ただし、生活安全施策等については、社会の急速な変化に対応していくために、適宜見直しを行う。

第2章 現状及び課題

1 生活環境の変化

今、わたしたちは、かつて経験したことのない大きな転換点に立っている。

少子化の進行、長寿社会の到来、国際化や高度情報化の進展など、社会情勢の急激な変化がわたしたちのくらしや地域のあり方に予想を越える大きな変化をもたらしている。将来を予測することが非常に困難な状況の中、先行きに対する強い不安感を抱く人が多く、わたしたちが日々生活する地域についても様々な変化が起こっている。

かつては、地域社会が持っていた住民の相互支援のしくみの中で、近隣にどのような人が住まい、どのような生活をしているのかという情報を有し、また、一定の共通した価値観を共有する中で生活をしていた。換言すれば、地域社会はある意味において、包容力を有し、だれもが安心してくらすことができていた。

しかし、近年においては、個々人の生活様式は様々で、価値観は多様化し、地域における結び付きが希薄になってきている。

さらに、国際化の進展に伴い、日本から遠く離れた国や地域における出来事が、わたしたちの生活に直接、しかも短時間のうちに影響を及ぼす状況にある。また、地域に目を転じると、外国籍市民も増加し、異なった文化や生活様式を持つ人々とふれあう機会が増加してきている。

家庭においては、一世帯当たりの人員は減少し続け、核家族化と単身世帯化が進行している。かつては、二世帯や三世帯が共に暮らし、子どもたちは共に生活する中で、いわゆる生活の知恵や規範意識、さらに人が老いるということはどのようなことなのか、ということを実に学んでいた。近年、青少年人口が減少しているにもかかわらず、青少年による犯罪の件数が増加しているという事実は、これら家庭のあり方として無関係ではないと思われる。

本市では、条例施行後の平成 11 年 12 月 21 日、伏見区内の小学校において、児童が殺害されるという大変痛ましい事件が発生した。この事件においては、発生直後から保護者や地域住民と教職員が一丸となって安全確保の取組と、児童・保護者の心のケアに

向けた、カウンセリング体制を素早く整え、適切な対応を講じたことで、事件の子どもたちへの影響を最小限にとどめることができたものとする。子どもたちの安全は、決して学校を閉ざすのではなく、学校・家庭・地域の結び付きを強め、だれもが地域の子どもたちを見守り、支えることによってこそ確保されることが浮き彫りになった。

以上のような状況の下、どのようにすればだれもが安心してらせるまちづくりを進め、良好な地域コミュニティを築くことができるのか明確な答えはないが、地域住民の相互信頼を基にした、自主的な結び付きを育てること、このことが、一つの大きな手掛かりであり、課題である。

2 犯罪及び交通事故の状況

① 犯罪の状況

京都市内における犯罪の発生件数は、平成 11 年で 33,193 件と前年（34,146 件）を下回ったものの、前年までは一貫して増加しており、楽観できない傾向にある。

また、京都府下の刑法犯の検挙人員は、平成 8 年から右肩上がり、平成 10 年で総数 9,401 件となっており、中でも 20 歳未満の検挙人員は、総数に比例して増加し、平成 10 年では、4,562 人と約半数を占め、しかも低年齢化してきており、加えて、犯罪の内容も年々凶悪化してきている。

さらに、近年、麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物乱用が社会の各層まで拡大しており、特に、少年による覚せい剤の乱用が増加傾向にある。全国で平成 10 年中に覚せい剤事犯で検挙された犯罪少年は、1,069 人にのぼり、前年に比べ 527 人（33.0 %）減少したものの、平成 7 年から 4 年連続で検挙人員が 1,000 人を超えるなど、依然として憂慮すべき状況が続いている。

② 交通事故の状況

京都市内における交通事故による死者数は、平成 11 年で 70 人（前年比 10 人減）と年々減少しているものの、発生件数、負傷者数は依然として斬増傾向にある。

また、被害者の年齢別では、65 歳以上の高齢者の死者数が 3 割を占めており、中でも、老人クラブ等地域の組織に加入していない高齢者が多いのが特長である。

3 入洛観光旅行客の現況

平成 10 年の入洛観光旅行客数は約 3,897 万人で、前年比 5 万人増である。

個人・団体別に見ると、個人客は 35,787 千人（91.8 %）、団体客は 3,186 千人（8.2 %）である。

また、日帰・宿泊別では、日帰客 29,877 千人（76.7 %）、宿泊客 9,096 千人（23.3 %）である。

外国人客と修学旅行客について見ると、外国人客は約 40 万人、修学旅行客は約 96 万人である。

第3章 計画推進の基本的な考え方

1 自らを守る意識の高揚

生活安全の出発点は、「自分のことは自分で守り，自分たちの地域は自分たちで守っていく」ということであり，住民自らが安全意識を持ち続けることはもちろんのこと，日頃から住民みんなが力を合わせ，助け合っていけるような関係が構築されていることが大切である。

しかし，少子化や長寿化，核家族化といった急激な社会情勢の変化などにより，地域コミュニティが希薄になってきている。例えば，古くからの住民と新たに居住した住民との交流の希薄化，近所付き合いに無関心な住民の増加，外国籍住民や学生等への情報伝達の不足などが挙げられる。これでは，地域における犯罪や事故を防ぐことは容易ではない。

だれもが安心してくらせるまちを実現するためには，新たに居住した住民や外国籍住民，学生等も含め，地域の実情に即した地域コミュニティを築きあげていくことが重要である。

2 連携・ネットワークの確立

犯罪や事故のない，だれもが安心してくらせるまちを実現するためには，地域住民及び各種住民団体，事業者がお互いに連携をとり合い，一体となって，地域の安全活動に取り組んでいけるような良好な地域コミュニティを育むことが必要である。

そして，これらの地域コミュニティと京都市，警察その他の関係機関が密接に連携し合うことによって，パートナーシップ型の体系の整った有機的な活動を推進することができる。

地域の安全を確保するための活動を幅広く推進していくためには，今日まで必ずしも連携のとれた活動ができていなかった既存の各種住民団体が，それぞれの活動目的を超えて，お互いの連携を深めていくことが重要である。

3 「生活安全推進協議会」の設置

地域が主体となって，生活安全施策の推進に重点的に取り組んでいけるようなネットワークを構築するための組織として，行政区を単位とした「生活安全推進協議会」を設置する。

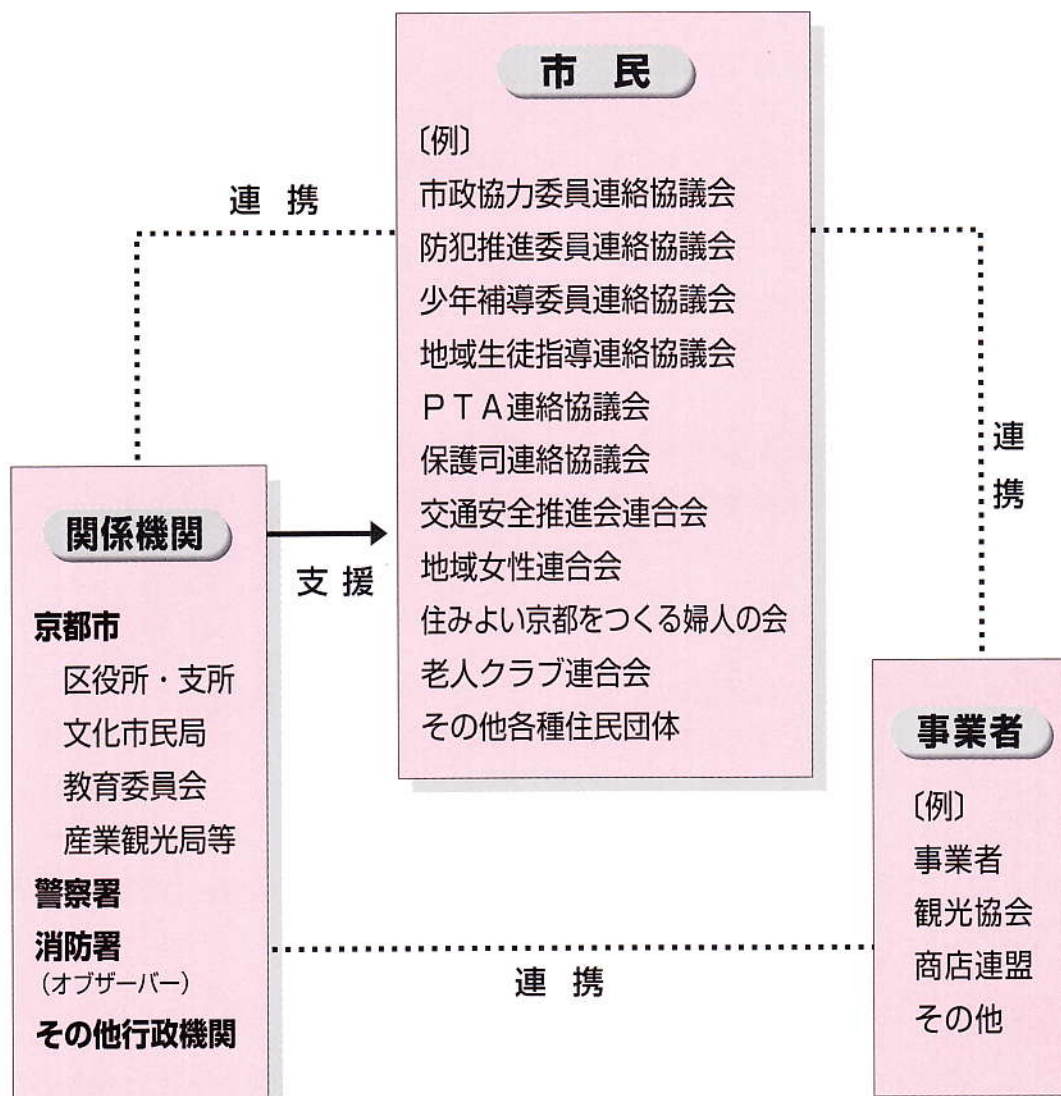
これは，新たに組織をつくるのではなく，地域住民及び各種住民団体，事業者，京都市，警察その他の関係機関といった既存の団体・機関などが連携をとり，一体となって，生活安全に関する取組を推進していくものである。

さらに，生活安全推進協議会を母体として，地域における生活安全活動を積極的に展開する中で，学区ないしは町内単位へとより身近な活動を展開し，真に地域住民が主体

となって「自分のことは自分で守り，自分たちの地域は自分たちで守る」という地域安全コミュニティづくりへ発展させていくことが重要であり，大きな課題でもある。

しかし，これを実現するためには，地域住民をはじめ各種住民団体等の理解と協力を得ることが前提であり，そのためにはこれらの団体，関係機関等が連携し，共同のもとに最大限の努力を払って進めることが必要である。

<区生活安全推進協議会構成図>



※構成メンバーは，区によって異なる。

第4章 生活安全施策の推進計画

I 京都市及び関係機関の取組

1 知識の普及及び啓発活動の推進

地域における犯罪や事故を未然に防止するためには、市民や観光旅行者等一人一人が生活安全の確保に関する知識を持つことが必要である。市民や外国籍市民、観光旅行者等への知識の普及や啓発活動を推進するため、広報活動をはじめ、各種啓発事業を積極的に実施する。

施 策

◆生活安全運動強化期間等の設定

街頭啓発や講演会、研修会等の啓発活動を重点的に実施するため、生活安全運動強化期間等を設定し、防犯推進運動、暴力追放運動等と連動しながら、より広範な生活安全推進活動を展開する。

さらに、地域住民及び各種住民団体、警察その他の関係機関と連携し、年間を通して、生活安全教室や生活安全懇談会を開催する。

◆広報活動の推進

生活安全施策事業の実施に当たっては、その事業の内容等を市民しんぶんや市政広報テレビ、ラジオ番組等を活用するとともに、報道機関への情報提供を行い、広く市民等へ周知することにより、生活安全に関する知識の普及や啓発活動に努める。

◆外国籍市民への情報の提供

初めて京都で生活する外国籍市民に対し、生活をするうえで必要な各種の情報を分かりやすく提供できるように、「京都市生活ガイド」に生活安全や地域コミュニティなどに関する事項を加えるなど内容を一層充実し、外国人登録窓口である区役所・支所の市民窓口課において無料で配布する。

さらに、情報の提供に当たっては、京都市国際交流会館や国際化推進室等に配置するなど、いつでもどこでも情報が入手できるようにする。

◆薬物乱用防止啓発事業の推進

麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物乱用は、第3次乱用期を迎えたと言われているように、社会の各層にまで拡大しており、特に青少年の乱用が目立つなど憂慮すべき状況にある。

今後は、啓発ポスターの掲示、啓発物品の配布、電光掲示板を活用した啓発等を

進めるとともに、行政区ごとに結成されている「覚せい剤等乱用防止推進協議会」と連携を図り、地域に密着したきめ細かい普及啓発活動を推進する。

◆放火火災防止対策の推進

昭和 51 年から連続して、火災原因の 1 位である放火火災の防止対策を推進し、放火火災による被害の軽減に努める。具体的には、放火火災防止市民啓発用媒体としてのパンフレットの作成、事業所や一般住宅等に対し放火されない環境づくり等についての相談、指導を実施する。

さらには、高齢者や障害のある人等の在宅避難困難者に関する市民団体等に対する放火火災予防対策等に関する研修会等を実施する。

2 生活安全活動を担う人材の育成

地域において生活安全に関する活動を円滑に実施するためには、中心となって活動する人材が不可欠である。

このため、市民や事業者が生活安全についての専門的、実践的知識を習得する場を提供するとともに、安全なまちづくり運動など実践的な活動を通じて、リーダーとなる人材の育成を図る。

施 策

◆講習会・研修会の開催

市民や地域におけるリーダーを対象とした生活安全に関する講習会、研修会を開催する。

講習会や研修会の開催に当たっては、参加者が一方的に話を聞くという受け身的なものにとどまらず、身をもって体験できる「参加・実践型」の講習や研修を取り入れる。

3 交通安全に関する施策の推進

市民や観光旅行者等を交通事故の被害から守るための施策として、交通安全啓発事業、交通安全施設整備事業、違法駐車等防止対策事業、放置自転車対策事業などを実施しているが、これらの施策を一層推進するとともに、「歩行者の安全」を確保するという視点を取り入れた施策を推進する。

施 策

◆交通安全啓発活動の推進

市民一人一人に交通安全知識を普及し、交通安全意識の高揚を図るとともに、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることによって交通事故を防止するため、昭和 45 年度から、京都府交通対策協議会と連携しつつ、交通安全啓発事業を実施している。

今後も、年間4回の交通安全運動を中心として、各運動の重点目標に応じたポスターや啓発物等を作成し、配布するとともに、区交通対策協議会・交通安全推進会を母体とした街頭啓発パレード、交通安全区民大会の開催などの活動を推進する。

さらに、府警交通安全教育センターの協力を得て、幼児・高齢者を対象とした交通安全教室の開催などの取組を推進する。

◆チャイルドシート無償貸出し事業の実施

道路交通法の改正に伴い、平成12年4月から、6歳未満の幼児を乗車させる自動車の運転者にチャイルドシートの着用が義務付けられた。これを契機に普及啓発事業の一環として、市民に対し、一定期間チャイルドシートを無償で貸出し、チャイルドシートの正しい利用方法を普及徹底するとともに、安全意識の高揚に努める。

◆交通安全施設整備事業の推進

昭和41年に「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」が策定され、これに基づき「第6次交通安全施設等整備事業七箇年計画（平成8～14年度）」を策定し、交通安全施設の整備拡充に努め、交通事故の防止と交通の円滑化を図っている。

安全かつ円滑なモビリティ（機動性、可動性）の確保、分かりやすく安心して利用できる道路交通環境の整備、交通事故調査・分析・研究システムの充実、自転車・歩行者の安全で快適な通行の確保、都市内における歩行者優先道路の面的整備、安全総点検の実施、地域の特性に応じた道路交通の安全確保等の交通安全事業を地域住民と行政の連携に重点を置いて取組を進める。

◆違法駐車等防止対策の推進

本市では、「違法駐車のない安全で快適なまちづくり」を目指して、平成7年6月から「京都市違法駐車等防止条例」を施行し、都心部（御池通～堀川通～五条通～鴨川エリア）を「違法駐車等防止重点区域」に指定し、市民・事業者の駐車モラル向上のための啓発活動を推進するとともに、平成10年4月からは京都駅周辺地区を重点区域に追加指定し、都心部同様に啓発活動を実施している。

今後も、警察との連携を一層強化し、重点地区を中心とした違法駐車等防止活動を積極的に推進するとともに、地域住民等による迷惑駐車をなくす運動などの自主的活動を支援していく。

◆放置自転車対策の推進

本市では、駅周辺等の放置自転車を防止するため放置防止の啓発活動や自転車等駐車場の整備を進めるとともに、昭和60年には、京都市自転車放置防止条例（平成10年3月に京都市自転車等放置防止条例に改正）を制定し、放置自転車の即時撤去や大規模小売店舗に対して自転車駐車場の設置を義務付けるなどの対策を実施

している。

しかし、依然として市内の各所で放置自転車が見られ、問題の抜本的な解決には至っていないため、京都市が単独で自転車駐車場の設置や放置自転車の撤去、啓発など個々の施策で対症的に対応するのではなく、放置自転車問題を総合的な観点から解決するための基本方針として策定した「京都市自転車総合計画」に基づき、地域の自転車等駐車対策協議会の設置、自転車利用環境の整備、自転車利用マナー・ルールの確立などの取組により、放置自転車対策を一層推進する。

4 市民の自主的活動への支援

市民自らが積極的に生活安全に関する知識を理解していくこと、あるいは、地域単位において、地域住民や各種住民団体が一体となって、地域の安全のために幅広く活動していくなどの自主的活動は、地域における犯罪や事故を未然に防止するうえで必要不可欠である。

特に近年は、NPO（民間非営利組織）やボランティア活動が盛んになってきており、このような活動を維持、発展させていくことは、今後、生活安全施策を推進するうえで重要なことである。

さらに、明るいまちづくりを推進していくためには、地域住民の安全に関する活動を支援するという視点を持って、犯罪を生む大きな要因の一つである暴力を追放するための住民運動等への支援策を確立する必要がある。

こういった市民の自主的活動を促進させるためには、京都市、警察その他の関係機関が連携し、支援のための施策を実施する必要がある。

施 策

◆物的支援の推進

地域における生活安全推進活動に対し、情報誌、パンフレット等の発行やたすき等の啓発物品等の提供といった物的支援を推進する。

◆顕彰制度の創設

だれもが安心してくらせるまちづくりの推進に顕著な貢献があったと認められる地域住民や各種住民団体等に対し、その功績をたたえることにより、生活安全推進活動に対する社会的評価を高めるため、顕彰制度を創設する。

◆市民活動支援センター（仮称）の整備

ボランティア活動が市民生活の多様な分野に拡大している状況を踏まえ、様々なボランティア活動やNPOの活動を総合的に支援するための拠点となる「市民活動支援センター（仮称）」を整備する。（平成12年度建設着工、平成15年度オープン予定）

◆女性に対する暴力への対策の強化

あらゆる形態の女性に対する暴力を許さない社会づくりに向けて、正しい理解を得られるよう、広報及び啓発活動を積極的に展開するとともに、性にかかわる暴力に対する相談機能を整備し、NPO等との連携の下に緊急一時避難場所（シェルター）等、被害者の保護体制を確立する。

なお、女性に対する暴力の実態や、市民意識の動向を把握するため、平成11年11月に「女性に対する暴力に関する市民意識実態調査」を実施した。今後、調査結果を基に被害女性に対する支援策等を検討し、「女性に対する暴力を許さない社会づくり」に向けて取組を進める。

5 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりの推進

犯罪や事故を防止するための取組は、パトロールやチラシ等の配布といったソフト面からの対策にとどまらず、まちづくりにおいても、犯罪や事故が発生しにくい環境づくりに着目したハード面での対策も必要である。

従って、まちづくりに関し、公共的建築物や道路、公園等の施設を設置する場合においては、防犯や事故防止の視点を取り入れ、バリアフリー化社会の実現に向けた取組を進める。

施 策

◆「都市計画マスタープラン」の策定

都市計画法第18条の2の規定に基づき、住民の意見を反映させた都市づくりの将来ビジョンを確立し、地域のあるべき市街地像や地域の整備課題に応じた整備方針等を内容とした「都市計画マスタープラン」を、平成13年度を目途に策定するにあたり、防犯や事故防止、さらにバリアフリー化の視点を加える。

◆公園整備の推進

公園の整備に当たっては、階段やスロープ等各種構造物の安全に対する規格・寸法・材質等の配慮、死角をつくらないような樹木の配置や種類の選定、照明灯設置にかかる夜間の安全、防犯、風紀上の配慮、隣地との境界構造物の防犯上の配慮、便所設置に係る防犯、風紀上の配慮など、計画・設計段階から公園利用者に事故がなく安全に利用できるよう、また、風紀上や防犯上も問題のないよう配慮した整備を進める。

◆道路照明灯の設置

夜間の防犯及び交通安全確保のため、蛍光灯、水銀灯等の道路照明灯の設置を進める。

◆屋外広告物の安全点検等の推進

屋外広告物が、破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすことを防止するため、設置者に対し、屋外広告物の許可通知書交付時に、屋外広告物の安全点検について文書を発行し、啓発に努めている。また、毎年9月に「屋外広告物安全キャンペーン」を行い、看板による事故を防止するため、モデル点検商店街において看板の総点検を実施している。

また、青少年の健全育成と都市景観の維持、向上を図るため、風俗関係の路上違反広告物の追放をより一層推進する。

6 対象別安全施策の推進

① 乳幼児、児童、生徒を対象とした施策

21世紀を担う子どもたちのいのちと健康が大切にされ、安心してくらしていける環境をつくっていくことは、わたしたち大人に課せられた重大な使命であると言える。子どもたちを犯罪や事故の危険から守っていくために、家庭、学校、地域社会、京都市、警察その他の関係機関が一体となった取組を進める。

施 策

◆保育園や幼稚園、学校における安全確保や安全教育の強化

保育所や幼稚園、学校において、子どもの事故防止のため、安全配慮、安全指導を徹底するとともに、施設や遊具の環境整備を進める。また、子どもの事故防止のための関係教職員研修や警察の協力を得て交通安全教室を開催する。

◆通学路安全対策の推進

児童・生徒等の安全な通学を確保するという観点から、地域の交通事情や道路等の条件を勘案し、各校において、通学路を設定し、交通安全指導を実施している。具体的には、通学路や学校周辺の危険箇所を点検し、危険内容と箇所を明記した「安全マップ」の作成、各小学校単位で設置している「児童交通安全対策連絡会」による交通安全に関する取組の実施、小学校における交通巡視員と協力した交通教室の実施（全児童対象）、就学前の新1年生に対する交通教室の実施などの取組を一層推進する。

◆子どもの虐待対策事業の充実

子どもに対する虐待の予防と早期発見、速やかな援助ができる連絡協力体制を構築する。また、各行政区内において虐待が発見された際に援助が展開できるよう、関係機関との連絡会議を開催する。（京都市児童育成計画の中の「京都こどもネットワーク」の一事業として位置付けられている。）

平成11年度は、2行政区で実施。今後、各行政区に設置された「子ども支援センター」とともにその役割等について検討する。

◆子ども事故防止センター（仮称）の整備

幼児の死亡原因の第1位は交通事故，転落などの「不慮の事故」によるものであり，これらの防止は少子化問題を考えるうえでも重要な課題である。

子どもたちの「不慮の事故」防止の拠点として，事故情報の収集，事故防止対策の研究，啓発活動の推進などを行う「子ども事故防止センター（仮称）」の整備を図る。

② 高齢者，障害のある人を対象とした施策

高齢者や障害のある人など社会的に弱い立場にある人たちが，地域において安心して，のびのびとくらせるようになることは非常に大切なことである。これらの人たちが犯罪や事故から守っていくためにも実効ある取組を実施する。

具体的には，建築物や道路等のバリアフリー化といった高齢者や障害のある人などにやさしい都市環境整備の推進，高齢者や障害のある人などが自らの生活の安全を確保していくうえで必要とされる知識の重点的な普及や啓発などを進める。

また，地域の住民組織に未加入の独り暮らしの高齢者への知識の普及や啓発の促進にも配慮するとともに，住民運動等への積極的な参加を呼びかける。

施 策

◆建築物や道路等のバリアフリー化の推進

「京都市人にやさしいまちづくり要綱」等に基づき，高齢者や障害のある人が社会生活をしていくうえでの障壁（バリア）を除去したバリアフリーのまちづくりを進める。

◆老人福祉員設置事業の推進

老人福祉員（市長が委嘱）は，独り暮らし等の高齢者を訪問し，安否の確認や話し相手，連絡等を行い，地域社会において，高齢者が安心して日常生活を営むことができるよう，日々熱心な活動を展開している。

今後も，独り暮らしの高齢者の増加に対応して引き続き増員するとともに，他制度との連携を密にした取組を進める。

◆緊急通報システム事業の推進

在宅の独り暮らしの高齢者・重度の身体障害がある人が急病や火災等の緊急事態に遭遇した時，居宅に設置する緊急通報発信装置を用いて消防局に設置する緊急通報受信設備に通報することにより，あらかじめ組織された地域協力体制による速やかな援助を得ながら，救護等を行い，生活の安全を確保する「緊急通報システム事業」の推進に努める。

◆SOSネットワークの推進

徘徊高齢者等の身体、生命を保護するために、警察署、消防署、福祉事務所、保健所等の行政機関、民生委員、社会福祉協議会等の民間関係機関、バス会社、鉄道事業者等の交通機関及びガソリンスタンド、コンビニエンスストア等の民間事業者で構成しているSOSネットワークにより、関係機関及び事業者が連携して、徘徊高齢者等の早期発見、保護を図るための取組を推進する。

◆ノンステップバスの導入の推進

市バスに、高齢者や障害のある人だけでなく、あらゆる層の人々にやさしい構造を持つノンステップバスの導入を進めているが、一層の拡大に努める。

◆障害のある人のためのモデル街づくり推進懇談会の推進

福祉の街づくりのあり方について協議し、事業の推進を図るため、障害者のためのモデル街づくり推進懇談会を設置している。（関係行政機関職員、学識経験者、障害者福祉事業関係者、障害のある人等からなる16名の委員で構成）

今後も、当懇談会における検討、協議を踏まえ、歩道・横断歩道等交通安全施設、交通機関、庁舎や文化施設等公共施設の改善といった障害のある人の社会生活を容易にするための社会環境整備を推進する。

③ 青少年を対象とした施策

近年、青少年非行の増加や低年齢化、また、最近の青少年の特性についても、規範意識や対人関係の希薄化、抑制力の不足と短絡的な行動傾向等が指摘されており、青少年を取り巻く環境はますます厳しいものとなっている。こういった問題を解決するために、行政機関に加えて、家庭、学校、地域社会、関係機関等が一体となって、青少年の健全育成のための取組を進める必要がある。

具体的には、青少年育成団体や学校、警察等と連携した青少年の非行を防ぐための啓発活動、有害環境の浄化活動などを進める。さらに、青少年の自己成長を援助するユースサービスの理念に基づき、青少年が多様な人々との交流や実体験を通じて、様々な価値観に触れる機会を提供するなど、青少年の積極的な社会参加の促進に重点を置いた取組も進める。

施 策

◆有害環境の浄化活動の推進

シンナー吸引防止・セックスコミック本ゼロ冊運動、有害玩具や刃物類の青少年への販売自粛要請といった有害環境の浄化活動に関係機関及び警察と連携して推進する。

◆ユースサービス（青少年の自己成長の援助）の推進

青少年の社会的成長を援助していくため、青少年の立場に立った育成の理念と施策の方向性をまとめた「京都市青少年育成計画（平成5年6月策定）」に基づき、青少年が、家庭・学校・地域・職場などあらゆる生活場面への参加を通じて社会と交わり、青少年自身の興味や関心を豊かにし、青少年が必要とするならば助言、情報、または多様な人的・物的資源を得られるような機会の提供に努める。

◆「青少年の居場所」等を確保する取組の推進

近年、青少年の非行や問題行動が深刻化する中で、「青少年の居場所」についての関心が高まっている。

特に、青少年をめぐる問題の解決にあたって、取締や規制強化という観点だけでなく、地域コミュニティにおいて青少年が主体的、積極的に社会参加し、生き生きと活動できるような環境を整えるといった観点を持つことは、まさにこれからの課題と言える。

そこで、青少年が、単に生活安全上の保護の対象としてだけでなく、地域コミュニティにおいて主体的、積極的に社会参加し、生き生きと活動できるような環境の一つとなり、また、地域において生活安全を確保するための活動の場を得られるような環境の一つとなる「青少年の居場所」等を確保するための取組を推進する。

◆シンナー等吸引・薬物乱用防止対策の推進

前述のとおり、麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物乱用は、特に近年青少年に増加傾向がみられる憂慮すべき状況にある。

そのため、学校・家庭・地域が連携して青少年の薬物乱用防止に対する指導を推進するとともに、京都市教育委員会・京都市中学校補導連盟連絡協議会、京都市中学校生徒指導研究会等によって組織される「シンナー等吸引・薬物乱用防止対策委員会」が中心となって、関係機関との連携を図りつつ、乱用防止に努める。

④ 観光旅行者等を対象とした施策

「観光都市・京都」にとって、観光旅行者等が気持ち良く、安心して滞在できるような、だれもが安心してくらせるまちの実現は不可欠である。

そのためにも、観光旅行者等が気持ち良く、安心して観光し、又は滞在できるための環境づくりを進める。

施 策

◆観光標識の増設

平成9年度から5か年計画で実施している、4か国語（日・英・ハングル・中）による観光案内図板、標識の増設を進める。

◆観光旅行者等の安全確保のための情報提供

京都市では、公共交通機関を利用した「歩く観光」を推奨しているが、これを定着させるため、観光案内図板や観光地図、観光用パンフレット、インターネット等を活用して、観光旅行者等の安全確保のための情報を提供するなどの取組を進める。

また、外国人旅行者に対する外国語による情報提供や観光案内についても取組を進める。

7 犯罪及び事故発生時の緊急体制の整備

市、市民、事業者、警察その他の関係機関が一体となって犯罪や事故を排除するという視点に立って、犯罪や事故を未然に防いでいくための活動を積極的に実施する。

さらに、地域住民や観光旅行者等の安全を確保するためには、犯罪や事故発生時に素早い対応がとれるよう緊急体制を整備することが必要である。いざという時の情報収集体制や通報システム等の整備に加え、日常的に地域住民が相互の信頼関係を築き、連携を図っていることが最も効果を発揮することから、地域住民及び各種住民団体、京都市、警察その他の関係機関の連携による緊急体制を整備する。

施 策

◆危機管理マニュアルの作成

犯罪や事故が発生した時に、素早い対応ができるよう緊急時の対応に関する資料や緊急体制に関する情報を盛り込んだ危機管理マニュアルを警察その他関係機関と共同して作成する。

8 被害者等への支援の推進

地域住民や観光旅行者等が安心して生活し、又は滞在することができる、だれもが安心してくらせる地域社会を築いていくために、犯罪や事故に巻き込まれた被害者やその家族、さらには関係者等が受けた心の傷に対するケア等の支援体制の確立、暴力事案等に対応できるよう専門家による相談窓口の設置などを進める。

被害者等への支援については、地域住民及び各種住民団体、京都市、警察その他の関係機関、さらにはNPOやボランティアなどが連携を密にし、一体となった活動を進める必要がある。

施 策

◆犯罪や事故に巻き込まれた被害者やその家族らに対する支援体制の確立

◆暴力事案等に対応できるよう専門家による相談窓口の設置の推進

Ⅱ 市民の取組

生活安全の出発点は、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守っていく」ということである。その意味では、地域住民及び各種住民団体が、お互いに連携を深め、一体となって、地域の実情に即した普及及び啓発活動を推進し、住民一人一人から地域全体に至るまで、幅広く、生活安全に関する知識を持ち、安全意識を高揚することが必要である。

また、地域における生活安全を推進していくためには、地域住民及び各種住民団体が、一体となって防犯や事故防止の活動に取り組んでいくことが必要である。具体的な活動としては、暴力追放運動、迷惑駐車や迷惑駐輪の追放運動、犯罪や事故発生危険箇所の点検パトロール等を実施することなどが挙げられる。

とりわけ、迷惑駐車や迷惑駐輪に対しては、地域住民相互で注意し合うなど地域の住民のモラルの向上に努めていくことが効果的である。

さらに、住民は、常に身の回りの安全を点検するとともに、防犯や事故防止の視点を取り入れた住まいづくりに留意するなどの取組を進めることが望まれる。

【家庭における取組】

家庭においては、自分のことは自分で守ることを基本に、身の回りの安全点検に努め、防犯や事故防止の視点を取り入れた住まいづくりに留意するとともに、自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう地域住民が相互に連携し、協力することが大切である。

【生活安全の確保に関する知識の習得】

地域における犯罪や事故を未然に防止するためには、市民一人一人が生活安全の確保に関する知識を持つことが必要である。そのためには、生活安全に関する講演会や研修会等に積極的に参加するなど、知識の習得に努めることが求められる。

【地域ぐるみでの活動への参加】

地域における生活安全を推進していくためには、地域住民及び各種住民団体が、一体となって防犯や事故防止の活動に取り組んでいくことが必要である。

従って、暴力追放運動、迷惑駐車、迷惑駐輪の追放運動、犯罪や事故発生危険箇所の点検パトロールや児童、生徒の登下校時の声かけ運動等に積極的に参加することが求められる。

また、活動を行うにあたっては、高齢者や青少年が参加しやすい環境づくりを進めるとともに、事業者を含めた幅広い活動となるよう取り組むことが求められる。

Ⅲ 事業者の取組

従業員への生活安全知識の普及及び啓発活動の促進とともに、地域の一員として、地域住民と一体となって活動に取り組んでいくことが必要である。

また、自らの事業活動に伴って発生することが予測される事故への安全対策はもちろんのこと、事業所の施設や設備の安全管理などに取り組んでいくことが求められる。

その他、有害図書や有害玩具、刃物類、酒、煙草といった青少年にとっての有害物の及ぼす影響を除去する取組を徹底するとともに、観光旅行者等が安心して観光し、又は滞在することができるための環境づくりを進める必要がある。

【事業所及び事業活動における取組】

従業員への生活安全知識の普及及び啓発を促進するとともに、従業員はもとより、近隣住民等の安全の確保を図るため、事業所の施設及び設備の安全管理、自らの事業活動に伴って発生することが予測される事故への安全対策の徹底が望まれる。

また、有害図書や有害玩具、刃物類、酒、煙草といった青少年にとっての有害物の及ぼす影響を除去する取組を徹底することが必要である。

【地域住民と一体となった取組】

地域の一員として、地域住民と一体となって、普及及び啓発活動や暴力追放運動、迷惑駐車や迷惑駐輪の追放運動、犯罪や事故発生危険箇所の点検パトロールなどの活動に取り組んでいくことが望まれる。

【観光旅行者等の安全確保に関する取組】

観光旅行者等が安心して観光し、又は滞在することができるための環境づくりを進めるためには、夜の繁華街の安全確保、旅館やホテルの防犯機能の強化、安全に関する情報の提供など、業界ぐるみでの啓発活動を進める必要がある。

第5章 計画の推進にあたって

- 1 生活安全施策に関する基本的事項については、「京都市生活安全施策懇話会」に諮問し、又は意見を求めるものとする。
- 2 生活安全施策の実施にあたっては、「京都市生活安全施策推進協議会」が中心となって関係団体及び関係行政機関等と相互に連携、協力することにより、その円滑かつ総合的な推進を図るものとする。
- 3 毎年度、この基本計画に基づき、「実施計画」を策定し、生活安全施策の確実な実施に努めるものとする。

参考資料

資料-1

京都市生活安全基本計画（案）に対する 市民意見募集の結果	21
---------------------------------------	----

資料-2

京都市生活安全施策懇話会委員名簿	22
------------------------	----

資料-3

京都市生活安全基本計画策定に向けた取組の経過	24
------------------------------	----

資料-4

京都市生活安全条例	26
-----------------	----

資料-5

関連資料	28
------------	----

京都市生活安全基本計画（案）に対する 市民意見募集の結果

本市では、平成11年4月に施行した「京都市生活安全条例」に基づき、学識経験者等で構成する京都市生活安全施策懇話会等において熱心な議論をいただきながら、平成12年5月に「京都市生活安全基本計画（案）」をまとめ、その内容を公表するとともに、同年5月25日から6月30日まで、計画（案）に対する市民の皆様様の御意見を募集したところ、46件に亘る御意見をいただきました。

質問のうち、「計画推進の基本的な考え方」については、住民自らが安全意識を持ち続けることはもちろんのこと、日頃から住民みんなが力を合わせ、助け合っていけるような関係を構築することが大切であるということ（「自らを守る意識の高揚」）と地域住民及び各種住民団体、事業者、京都市、警察その他の関係機関がお互いに連携をとり合い、一体となって、地域の安全活動に取り組んでいくべきであるということ（「連携・ネットワークの確立」）について、おおむね市民の皆様から賛同を得ることができました。

この考え方を推進していくための組織となるのが「生活安全推進協議会」と言えますが、これについては、様々な人が参加できるような組織づくりをしてほしいという意見や、本当に町のためによく働く人に参加してほしいという意見などがありました。

「生活安全施策の推進計画の主な内容」のうち、京都市及び関係機関の取組については様々な意見をいただきました。実践的な活動をするリーダーとなる人材の育成が急務であるといった意見や、予防の広報を大々的にするべき、市民の自主的活動への支援を充実させるべき、相談を受ける窓口を設置するべきといった意見がありました。

また、市民の取組及び事業者の取組については、自主性を認識させるために、家庭におけるしつけや社会生活のモラルの見直し（再認識）を推し進めることが必要であるといった意見、地域の各種住民団体が徹底した情報提供をするべきといった意見がありました。

市民の皆様からいただきましたこれらの貴重な御意見につきましては、今後の施策に生かしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

京都市生活安全施策懇話会委員名簿（平成12年7月1日現在）

会 長	藤岡 一郎	京都産業大学教授
副会長	村井 信夫	各区市政協力委員連絡協議会代表者会議幹事
	江口 法子	仏教大学助教授
	梶谷 正	京都府警察本部交通部長
	玄武 淑子	京都市老人クラブ連合会会長
	篠原 實	京都市少年補導委員会副会長
	清水 勲	京都市地域生徒指導連合会会長
	高谷 泰市	京都市青少年問題協議会委員
	谷口 進	京都市観光協会専務理事
	内藤 しげ	住みよい京都をつくる婦人の会会長
	中村 悦子	京都市保護司連絡協議会副会長
	西村 佳子	京都市防犯推進委員連絡協議会会長
	西脇 悦子	京都市地域女性連合会会長
	三島 和夫	元交通安全協会専務理事
	三好 通弘	京都商店連盟副会長
	山田 高士	京都市PTA連絡協議会会長
	吉岡 諭	京都府警察本部生活安全部長
	中野代志男	京都市文化市民局長
	西口 光博	京都市産業観光局長
	矢作 勝美	京都市教育長

（以上20名 敬称略）

◆懇話会委員の変更について

(役職等／委員在任期間)

庄村 正男

(京都市P T A連絡協議会会長／平成11年6月1日～平成11年6月30日)

滝川 文子

(京都市地域女性連合会会長／平成11年6月1日～平成12年1月26日)

坪倉 譲

(京都市文化市民局長／平成11年6月1日～平成12年3月31日)

日高 良則

(京都府警察本部交通部長／平成11年6月1日～平成12年3月23日)

平川 信也

(京都府警察本部生活安全部長／平成11年6月1日～平成12年3月23日)

山盛善三郎

(京都市観光協会専務理事／平成11年6月1日～平成12年6月30日)

米山 好幸

(京都市P T A連絡協議会会長／平成11年7月1日～平成12年6月30日)

敬称略・五十音順

京都市生活安全基本計画策定に向けた取組の経過

- | | |
|-------------|---|
| 平成11年 4月 1日 | 京都市生活安全条例施行 |
| 平成11年 6月 8日 | 第1回京都市生活安全施策懇話会 <ul style="list-style-type: none">●会長、副会長の選出●諮問●今後の懇話会の進め方等について |
| 平成11年 7月 8日 | 第1回京都市生活安全施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none">●委員の紹介●副会長の選出●協議会の概要及びスケジュールについて |
| 平成11年 7月26日 | 第2回京都市生活安全施策懇話会 <ul style="list-style-type: none">●基本計画において対象となる安全の範囲について●地域の置かれている現状について <p>— 資料から見た地域の状況 —</p> |
| 平成11年 9月13日 | 第3回京都市生活安全施策懇話会 <ul style="list-style-type: none">●生活安全施策に関する基本的事項について |
| 平成11年11月 2日 | 第4回京都市生活安全施策懇話会 <ul style="list-style-type: none">●答申案の検討 |
| 平成11年12月 7日 | 第2回京都市生活安全施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none">●京都市生活安全施策懇話会からの答申（案）の報告●生活安全基本計画について●今後のスケジュールについて |
| 平成11年12月10日 | 第5回京都市生活安全施策懇話会 <ul style="list-style-type: none">●答申案の確認 |

平成 11 年 12 月 17 日	「『生活安全基本計画』を定めるにあたっての意見について」 を答申
平成 12 年 2 月 9 日	第 3 回京都市生活安全施策推進協議会 ●生活安全基本計画素案の検討
平成 12 年 3 月 15 日	第 4 回京都市生活安全施策推進協議会 ●生活安全基本計画案の検討
平成 12 年 3 月 23 日	第 6 回京都市生活安全施策懇話会 ●生活安全基本計画案について
平成 12 年 5 月 25 日)	「京都市生活安全基本計画（案）」の発表と市民意見の募集
平成 12 年 6 月 30 日	
平成 12 年 7 月 18 日	京都市生活安全施策推進協議会委員に市民意見募集の結果 及び基本計画最終案について説明
平成 12 年 7 月 24 日	第 7 回京都市生活安全施策懇話会 ●意見募集の結果について

京都市生活安全条例（平成11年3月25日 条例第68号）

（目的）

第1条 この条例は、地域における犯罪及び事故を未然に防止するため、本市、事業者及び市民が果たすべき責務を明らかにするとともに、市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する施策（以下「生活安全施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、市民及び観光旅行者等が安心して生活し、又は滞在することができる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする。

（本市の責務）

第2条 本市は、市民及び観光旅行者等が安心して生活し、又は滞在することができるよう、次の各号に掲げる生活安全施策を実施しなければならない。

- (1) 安全に関する事業者、市民及び観光旅行者等の意識の啓発
- (2) 安全の確保に関する市民の自主的な活動の支援
- (3) 安全な地域づくりのための環境の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、地域における犯罪及び事故を防止するために必要な措置を講じるとともに、本市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らの安全を確保するために必要な措置を講じ、地域の安全に関する活動に取り組むとともに、本市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならない。

（生活安全基本計画）

第5条 市長は、生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する基本的な計画（以下「生活安全基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、生活安全基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、次条に規定する懇話会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、生活安全基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（生活安全施策懇話会）

第6条 生活安全施策に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市生活安

全施策懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

第7条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

第8条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第9条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第10条 懇話会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（生活安全施策推進協議会）

第11条 本市が実施する生活安全施策について、本市、関係団体及び関係行政機関が相互に連携し、及び協力することにより、その円滑かつ総合的な推進を図るため、京都市生活安全施策推進協議会を置く。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

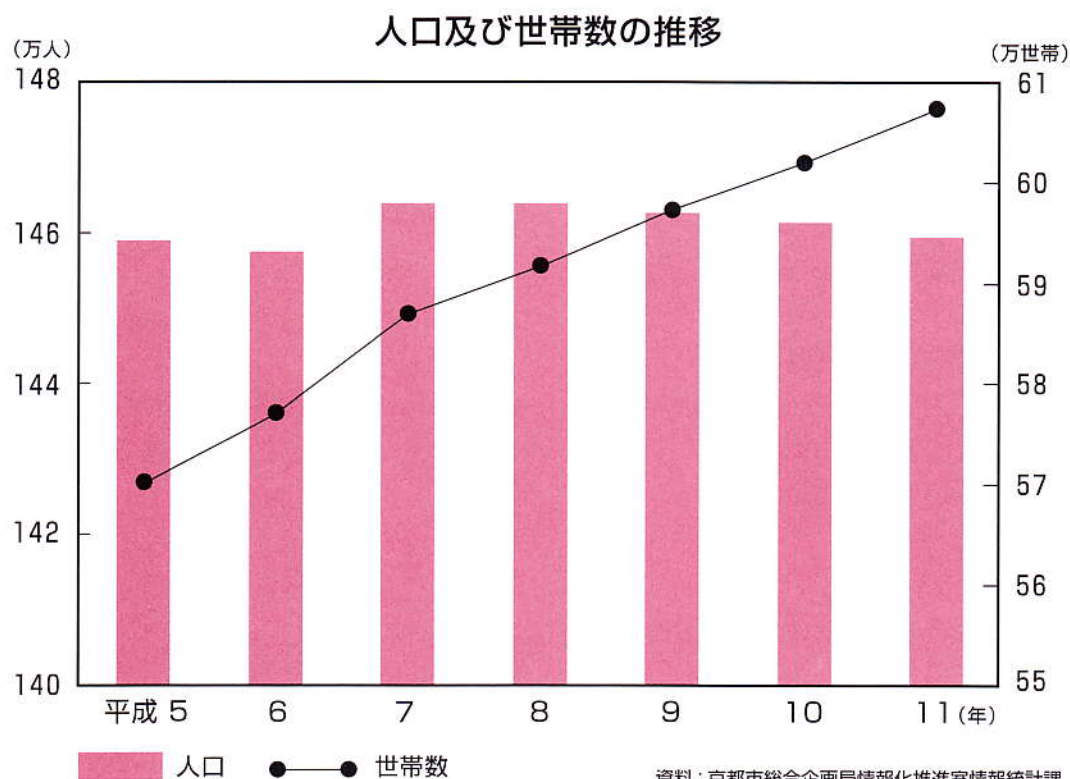
2 第10条第1項の規定にかかわらず、最初の懇話会は、市長が招集する。

第1表 人口及び世帯数の推移

(京都市)

年 次	世帯数 (世帯)	人口 (人)			1 世帯 当たり 人 員
		総 数	男	女	
平成 5年	571,383	1,459,654	705,754	753,900	2.55
平成 6年	576,769	1,458,263	704,405	753,858	2.53
平成 7年	586,647	1,463,822	706,859	756,963	2.50
平成 8年	592,399	1,463,822	706,496	757,326	2.47
平成 9年	597,016	1,461,974	705,062	756,912	2.45
平成 10年	602,494	1,461,337	703,782	757,555	2.43
平成 11年	606,703	1,459,715	702,246	757,469	2.41

(注)各年10月1日現在、平成7年は国勢調査結果です。



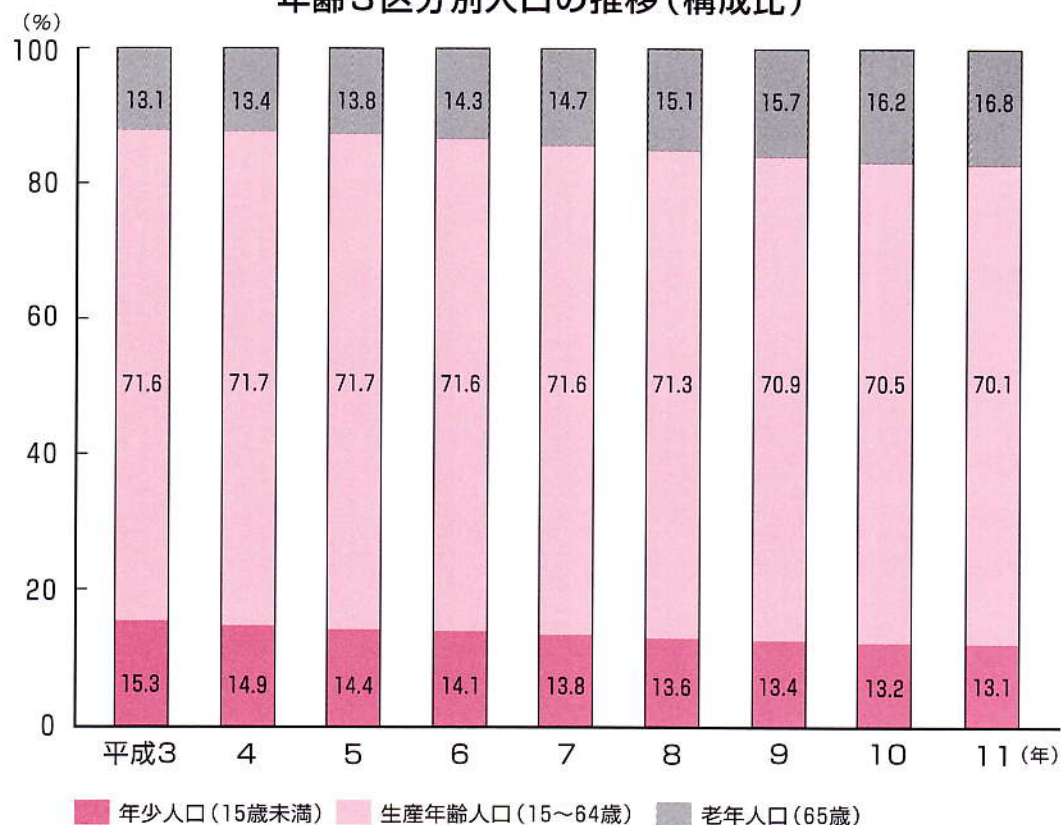
第2表 年齢3区分別人口の推移

(京都市)

各年10月1日現在

年次	人口(人)				構成比(%)		
	総数	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
平成3年	1,461,034	224,153	1,045,851	191,030	15.3	71.6	13.1
平成4年	1,461,470	217,320	1,047,766	196,384	14.9	71.7	13.4
平成5年	1,459,654	210,543	1,047,126	201,985	14.4	71.7	13.8
平成6年	1,458,263	205,367	1,044,584	208,312	14.1	71.6	14.3
平成7年	1,463,822	201,705	1,047,531	214,586	13.8	71.6	14.7
平成8年	1,463,822	198,766	1,043,320	221,736	13.6	71.3	15.1
平成9年	1,461,974	195,973	1,036,553	229,448	13.4	70.9	15.7
平成10年	1,461,337	193,548	1,030,591	237,198	13.2	70.5	16.2
平成11年	1,459,715	191,306	1,023,659	244,750	13.1	70.1	16.8

年齢3区分別人口の推移(構成比)



資料：京都市総合企画局情報化推進室情報統計課

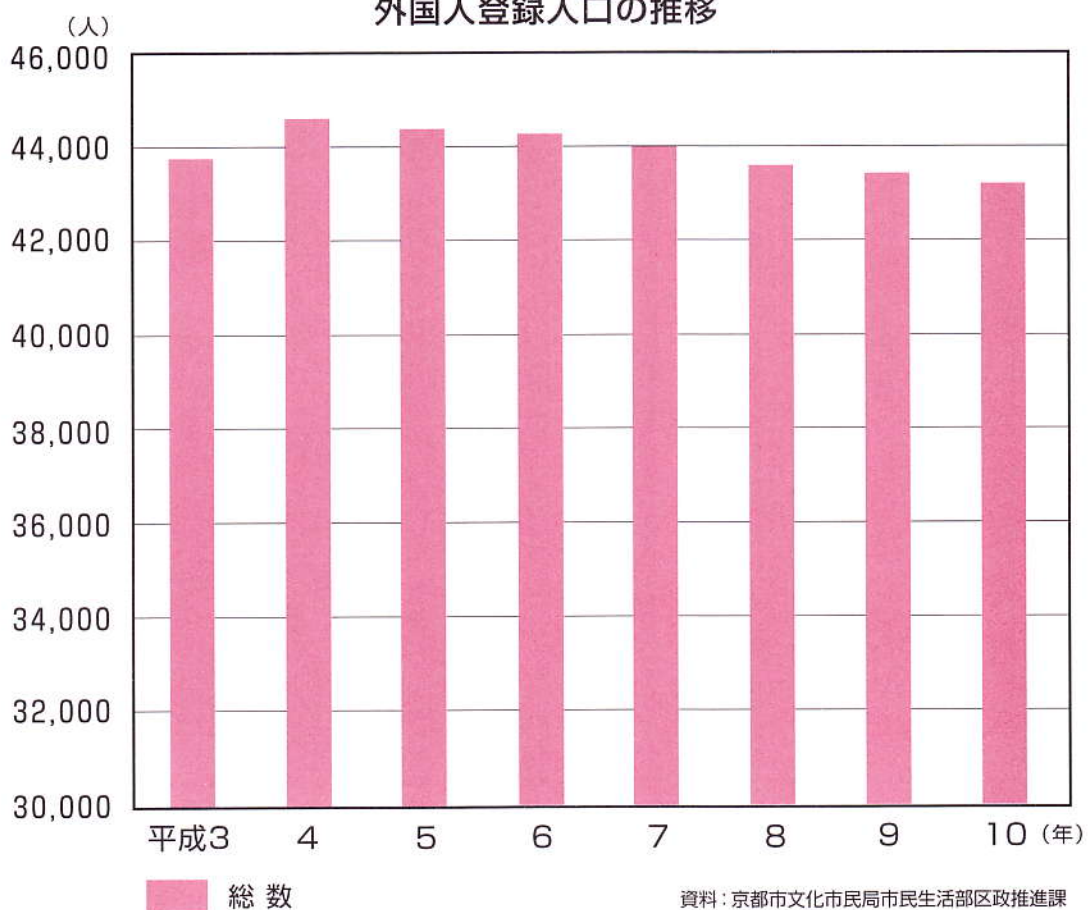
第3表 外国人登録人口の推移

(京都市)

(人)

国籍(出身地)	平成 3年	平成 4年	平成 5年	平成 6年	平成 7年	平成 8年	平成 9年	平成10年
総 数	43,669	44,423	44,309	44,299	43,941	43,567	43,390	43,247
韓国・朝鮮	37,024	36,780	36,315	35,773	35,493	34,914	34,393	34,018
中 国	3,274	3,910	4,164	4,456	4,466	4,420	4,539	4,745
米 国	1,000	1,032	995	957	863	921	951	1,000
フィリピン	450	461	421	446	439	480	554	565
英 国	253	278	295	306	303	302	319	342
ブラジル	101	180	205	228	236	203	178	192
その他	1,567	1,782	1,914	2,133	2,141	2,327	2,456	2,385

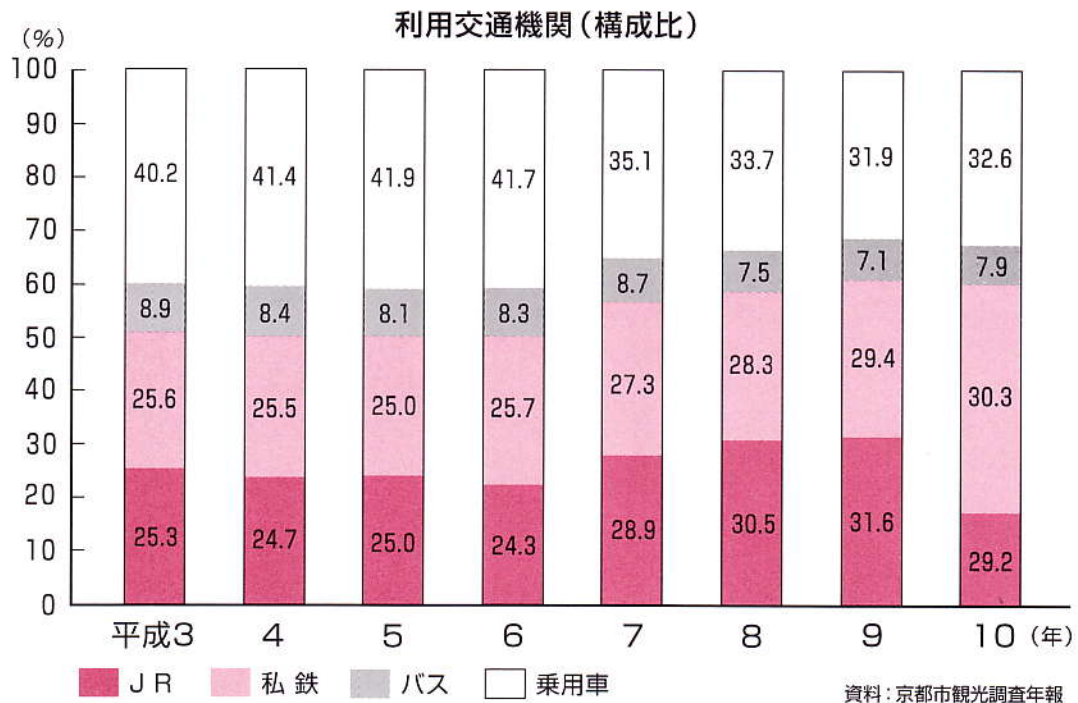
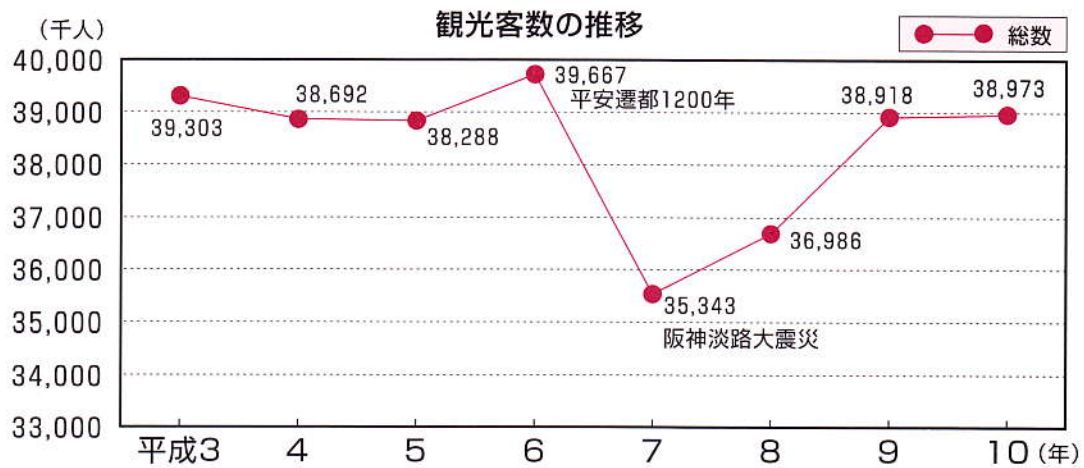
外国人登録人口の推移



第4表 観光客数の推移

(京都市)

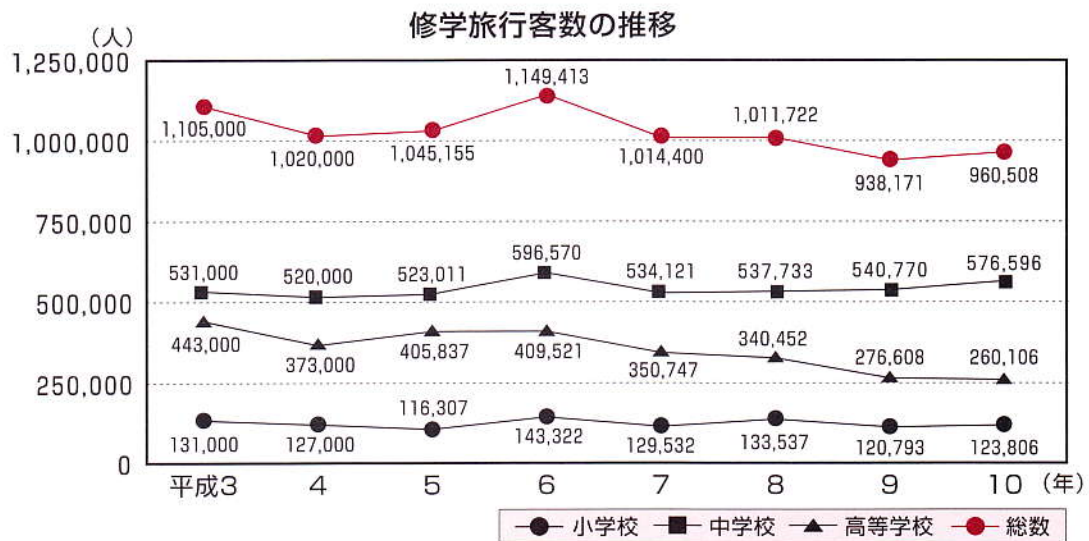
年次	総数 (千人)	利用交通機関(千人)				構成比(%)			
		JR	私鉄	バス	乗用車	JR	私鉄	バス	乗用車
平成3年	39,303	9,934	10,079	3,496	15,794	25.3	25.6	8.9	40.2
平成4年	38,692	9,544	9,873	3,247	16,028	24.7	25.5	8.4	41.4
平成5年	38,288	9,566	9,554	3,112	16,056	25.0	25.0	8.1	41.9
平成6年	39,667	9,627	10,206	3,289	16,545	24.3	25.7	8.3	41.7
平成7年	35,343	10,214	9,650	3,080	12,399	28.9	27.3	8.7	35.1
平成8年	36,986	11,274	10,472	2,786	12,454	30.5	28.3	7.5	33.7
平成9年	38,918	12,293	11,449	2,752	12,424	31.6	29.4	7.1	31.9
平成10年	38,973	11,390	11,803	3,071	12,709	29.2	30.3	7.9	32.6



第5表 修学旅行客及び外国人観光客の推移

(京都市)

年次	区 分					外国人観光客 (宿泊客) (人)
	修 学 旅 行 客 (人)					
	小学校	中学校	高等学校	総 数		
平成 3年	131,000	531,000	443,000	1,105,000	453,001	
平成 4年	127,000	520,000	373,000	1,020,000	493,381	
平成 5年	116,307	523,011	405,837	1,045,155	412,894	
平成 6年	143,322	596,570	409,521	1,149,413	395,277	
平成 7年	129,532	534,121	350,747	1,014,400	295,942	
平成 8年	133,537	537,733	340,452	1,011,722	396,332	
平成 9年	120,793	540,770	276,608	938,171	413,593	
平成 10年	123,806	576,596	260,106	960,508	400,017	



資料：京都市観光調査年報

第6表 犯罪認知件数の推移

(件)

	平成 5年	平成 6年	平成 7年	平成 8年	平成 9年	平成10年
総 数	34,441	32,725	34,925	42,884	44,636	49,637
京都市内	22,996	20,844	23,167	29,142	30,921	34,146

(注) 総数は、京都市内を含む京都府下における犯罪認知件数です。

京都市内の数値は、京都市内にある警察署の管轄区域内における犯罪認知件数の合計です。

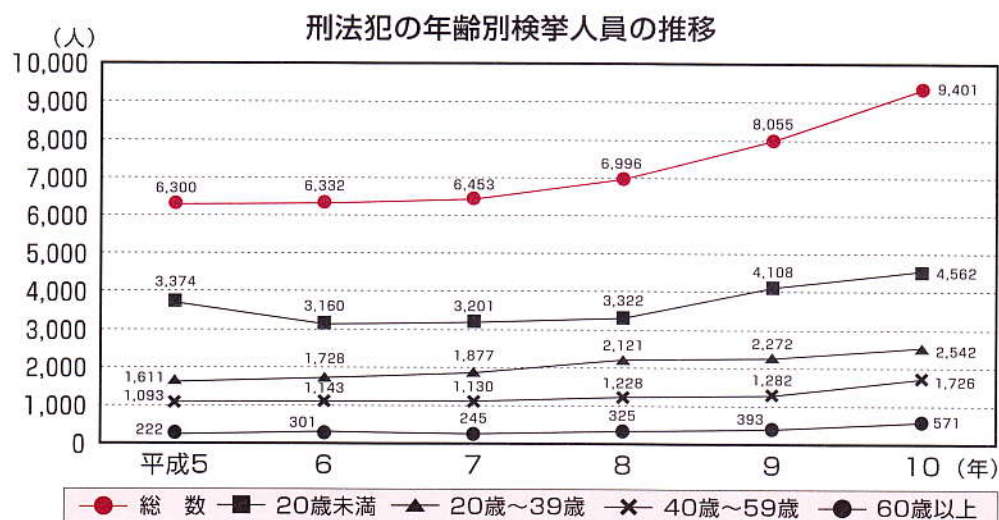


第7表 刑法犯の年齢別検挙人員の推移

(人)

	平成 5年	平成 6年	平成 7年	平成 8年	平成 9年	平成10年
総 数	6,300	6,332	6,453	6,996	8,055	9,401
20歳未満	3,374	3,160	3,201	3,322	4,108	4,562
20歳～39歳	1,611	1,728	1,877	2,121	2,272	2,542
40歳～59歳	1,093	1,143	1,130	1,228	1,282	1,726
60歳以上	222	301	245	325	393	571

(注) 本表における数値は、京都府内における数値です。

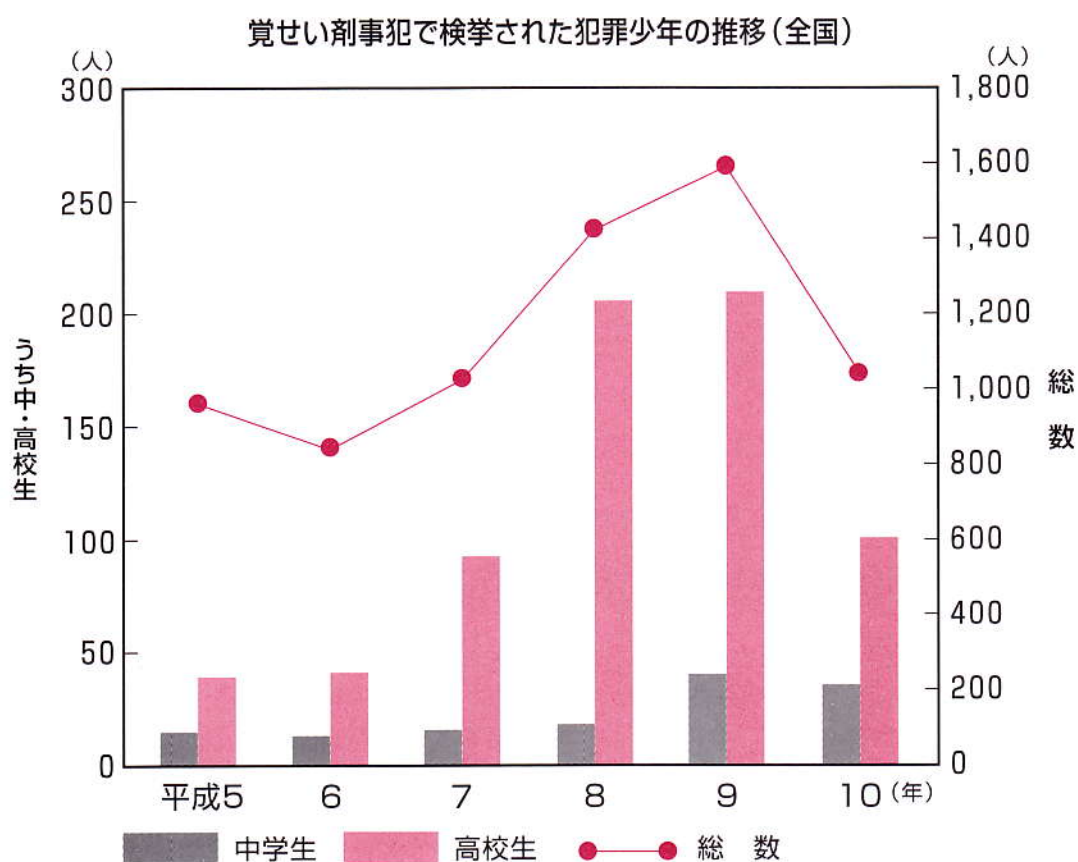


資料：京都府警察本部刑事部刑事企画課「犯罪統計書」

第8表 覚せい剤事犯で検挙された犯罪少年の推移

(全国)

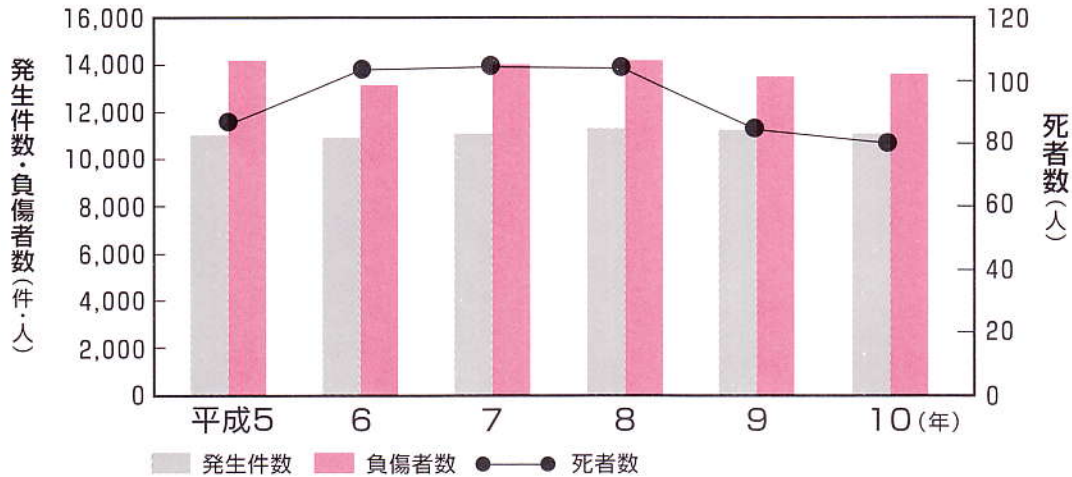
	平成 5年	平成 6年	平成 7年	平成 8年	平成 9年	平成10年
総 数	980	827	1,079	1,436	1,596	1,069
中学生	17	13	19	21	43	39
高校生	38	41	92	214	219	103



第9表 京都市における交通事故発生状況

(京都市)

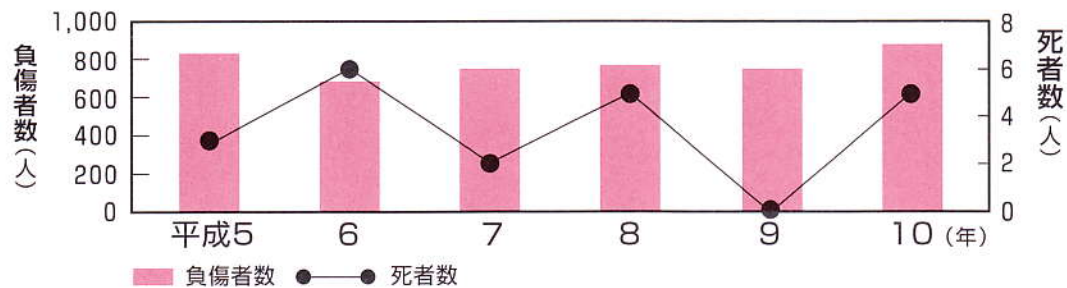
区 分	平成 5年	平成 6年	平成 7年	平成 8年	平成 9年	平成10年
発生件数(件)	11,390	11,142	11,404	11,605	11,425	11,562
負傷者数(人)	14,229	13,749	14,008	14,166	13,756	13,954
死者数(人)	88	107	107	106	84	80



第10表 子ども(中学生以下)の被害状況の推移

(京都市)

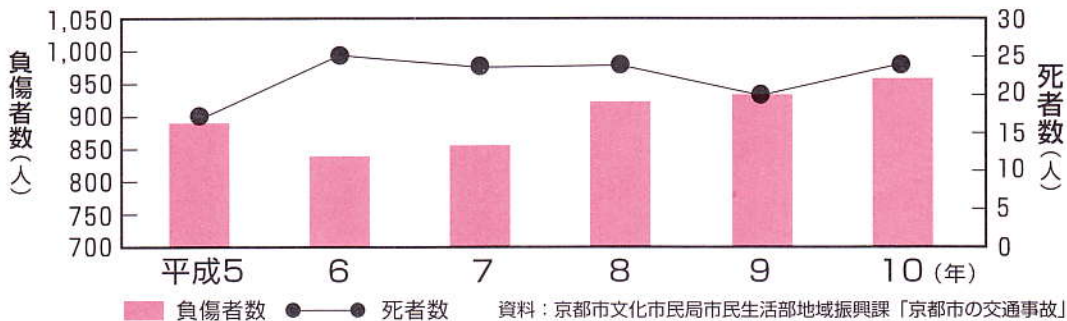
区 分	平成 5年	平成 6年	平成 7年	平成 8年	平成 9年	平成10年
死者数(人)	3	6	2	5	0	5
負傷者数(人)	827	692	772	796	779	892



第11表 高齢者(65歳以上)の被害状況の推移

(京都市)

区 分	平成 5年	平成 6年	平成 7年	平成 8年	平成 9年	平成10年
死者数(人)	17	25	24	24	20	24
負傷者数(人)	895	842	852	923	933	952



資料：京都市文化市民局市民生活部地域振興課「京都市の交通事故」



京都市文化市民局市民生活部地域振興課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地

TEL.075-222-3098 FAX.075-222-3042

平成12年8月発行 京都市印刷物第120426号